

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2023年度)

住 所 静岡県三島市大場300番地

事業者名 伊豆箱根バス株式会社
代表者名 代表取締役 鬼頭 研二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバスの導入	ノンステップバス 9台導入

② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車椅子のお客様の介助	車椅子等をご利用のお客様が乗降する際には、必要に応じて運転手によるサポートを実施する。	随時実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降時の介助	車椅子等をご利用のお客様が乗降する際は、適宜サポートを行う。新規採用者には、実車体験訓練を実施する。	随時実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用案内の充実	ポスター、ホームページ等で利用案内の提供を実施	随時実施

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	乗務員を対象に高齢者や障害のあるお客様への対応や接遇に関する研修を行う。	実施済み

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
利用者への周知	ポスターの掲示による広報活動、乗り方教室の実施による啓発活動。	実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

障害者手帳の表示に伴う負担解消

支払の都度カバンや財布から手帳を取り出し表示することが、身体的にも精神的にも負担になっているため、スマートホン向け障害者手帳アプリを活用いただき、バスの運賃支払い時に、手帳の代わりにスマートホンの該当箇所の表示により、障害者割引に対応することで、利用者の負担軽減を図っている。

(3) 報告書の公表方法

弊社、伊豆箱根バスホームページにて掲載。

(4) その他

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(6年3月31日現在)

総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数							公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数				
	計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数			計	基準適用除外認定車両数			その他の車両数	
		スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの		計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの
前年度車両数	105	105	62	38	5	2	3					
年度内に供用を開始した車両数	11	11	10	0	1	0	1					
年度内に供用を廃止した車両数	5	5	2	3	0	0	0					
年度末車両数	111	111	70	35	6	2	4					

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。